平成２１年（フ）第４１４号
神奈川県小田原市早川766番地
債務者　堀内　　学
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３７０号
愛知県豊田市大林町12丁目11番地３　サンシティＭ―303号
債務者　幡鉾　康代
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
愛知県刈谷市高津波町３丁目405番地
債務者　山元委千代
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
静岡県浜松市南区都盛町23番地　アピターレ都盛団地202号、前住所静岡県浜松市東区丸塚町272番地の１　コーポアルタⅠ―105
債務者　勝山　静子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
静岡県袋井市鷲巣864番地の１　西から２軒目
債務者　加藤　輝子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４００号
愛知県西尾市室町下屋敷44番地２　アルジャン室町102号室
債務者　福元　景子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月３日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
愛知県岡崎市不吹町14番地256　豊栄荘ニ
債務者　森田　信一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月３日午後２時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２０年（フ）第７０号
千葉県木更津市畑沢４丁目３番５号
破産者　有限会社フローラ
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第７６号
千葉県富津市青木203番地２
破産者　鈴木なおみ
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第４１２２号
札幌市南区澄川４条３丁目181番地１
破産者　株式会社南区コミュニティエフエム
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４２３９号
札幌市白石区川北１条１丁目12番40号
破産者　株式会社みずもり
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３５１号
青森市中佃１丁目２番15号
破産者　有限会社エーコンサル
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４９６号
青森市安方２丁目９番12―205号
破産者　橘不動産販売株式会社
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６４号
横浜市港北区新吉田町6088番地20
破産者　有限会社テクノクラフト
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第４５号
富山県魚津市住吉3222番地
破産者　港商事株式会社
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２０年（フ）第２１９１号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字追分35番地
破産者　有限会社吉田兄弟商会
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８９号
神戸市東灘区御影中町４丁目２番１号
破産者　株式会社エルエスビー
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３０号
神戸市中央区浜辺通４丁目１番23号
破産者　株式会社リエゾン
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６８号
神戸市長田区駒ヶ林町１丁目10番８号、支店の住所神戸市長田区海運町８―２―28
破産者　神戸ピーアンドイーサービス有限会社
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部